

力を強化すべく、昭和五年六月十五日、京都地方聯合会を結成し、茲にその運動方針を決定する。

もより『全國労働』加盟の諸団体は、その創立大会の決定せる、主張、綱領及び運動方針を以てし、一切の競争の指針となすべきであつて、本方針書は、たゞこれに京都地方の特殊の情勢に適合すべく、具体化するに過ぎない。故に本方針書を理解せんがためには、本部の方針書を充分に研究し、理解するにこれ絶対必要である。

二 本聯合会の任務

我々の全國労働の組織は、全國的産業別組合主義の上になつて、民主的中央集権を大綱とし、従は産業別組合の統制により、横に地方聯合会の連絡により、中央集権の案を進捗せしむるものあり、運動の基干單位は加盟組合に存し、地方聯合会は、地域的共通問題に關する統制の権限を附與せらるることと一般的原则とする。

たが、地方に於ては、加盟組合の情勢は、漸次、運動の耐え難くない。故に斯うな加盟組合は、單独の運動に耐え難きものあり、間接、過渡的、差別組合として、聯合会を以て、地域的共通問題の處理に努むべきである。地方に於ては、この運動の主体は、地域的共通問題の處理に努むべきである。

三 組織方針

一、組合の産業別組合、加盟組合中、同一産業に職業に屬するものは、即時、同業の事。互同業の組合は、組合員を兼任し、その方法を協議し、免状等し、互同業の組合は、互同業の促進に努むべき事。

二、組合員整理、各組合は、他組合と連帯し、産業の組合員ある時は、即時、当該組合の整理を行ふ事。

三、支部組織、各組合は、原則として、一地区に於ける、二個以上の工場を單位とし、支部を組織し、組織の理を設計する事。